

各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付要綱

(平成18年3月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する公衆浴場の公衆衛生の向上及び経営の合理化を図るために必要と認める事業に要する経費に対し、予算の範囲内で各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制額を指定されている施設（公営の公衆浴場を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、市内で公衆浴場を営む事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (2) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業を実施した翌年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業工事見積書、請求書及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業工事施工前及び施工後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(手続の省略)

第7条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金の交付の決定があった日から5年を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業に関して必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をすることができる。

(関係書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成25年3月12日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年1月7日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成26年5月16日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成27年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月5日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の予算に係る各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金について適用する。

別表 (第4条関係)

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
省 エ ネ ル ギ ー 設 備 事 業	太陽エネルギー利用設備事業	太陽エネルギー利用設備(附属機器を含む。)の設置、修繕及び取替えに係る経費(附帯工事を含む。)	1 浴場につき、当該事業に要する補助対象経費(460万円を限度とする。)の2分の1以内の額
	省エネルギー型給湯設備事業	省エネルギー型給湯設備(太陽エネルギー利用設備を除く。)の設置、修繕及び取替えに係る経費(附帯工事を含む。)	1 浴場につき、当該事業に要する補助対象経費(290万円を限度とする。)の2分の1以内の額
浴 場 設	ボイラー等改善事業	省エネルギー設備事業以外の給湯設備、ろ過器の設置、修繕及び取替えに係る経費(附帯工事を含み、3万円以上の場合に限る。)	1 浴場につき、当該事業に要する補助対象経費(290万円を限度とする。)の2分の1以内の額

備 改 善 事 業	その他浴場設備改善事業	次に掲げる経費（経費の額が10万円以上の場合に限る。） 1 浴場施設の増改築及び修繕並びにこれに附属する従物の設置及び修繕 2 次に掲げる設備の設置、修繕及び取替え （1）汚水等処理設備 （2）さく井、井戸附帯設備配管設備 （3）サウナ風呂設備 （4）浴室設備 （5）脱衣場設備 （6）高齢者・障がい者入浴補助設備 （7）防火・防災及び入浴者の健康管理上必要と認められる設備 3 その他公衆浴場の用に供する附帯施設の設置及び修繕等市長が必要と認めるもの	1 浴場につき、当該事業に要する補助対象経費（350万円を限度とする。）の2分の1以内の額
-----------------------	-------------	--	---

備考

- 1 この要綱による補助対象事業とは、補助金の交付の申請をしようとする年の前年の1月1日から12月31日までに実施した事業をいう。
- 2 補助金の額は、補助対象事業ごとに算出した補助金の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 省エネルギー設備事業において対象となる設備は、公衆浴場の用に供し、冷水を温水に変換するものとする。

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付申請書

各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金の交付を受けたいので、各務原市公衆浴場設備改善対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の納付状況を調査することを承諾します。

1 補助対象事業名

2 補助金交付申請額 円

3 補助対象事業の経費及び財源計画

経 費 区 分	支出科目	金額	財 源 区 分	収入科目	金額
				各務原市補助金	
				自己負担分	
	計			計	

4 補助対象事業の完了日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助対象事業工事見積書、請求書及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業工事施工前及び施工後の写真
- (3) その他 ()